

# 『道路メンテナンス会議』の設置について

地方公共団体の**三つの課題(人不足・技術不足・予算不足)**に対して、国が都道府県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『**道路メンテナンス会議**』を設置

## 会議設置の背景

- 急速に進む施設の老朽化
- 国、地方とも厳しい財政状況の中、道路施設の補修や更新への的確な対応が必要
- 的確に対応を進めるために、国全体として実態の把握、計画的な補修・更新が必要

## 会議の役割

- 道路法第28条の2(道路の管理に関する協議会の設置)に位置付け
- 各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理を促進し、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化を図る

## 会議の内容(協議事項等)

- (1)道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること
  - 課題の共有(技術者・技術力、関係機関調整、対応方針)
  - 国民・道路利用者等の理解・協働の取り組みに向けた情報発信
- (2)道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること
  - 点検(点検方針、業務の発注、優先順位検討など)
  - 修繕計画等の把握・調整(情報の収集・管理(DB)、緊急輸送道路等の修繕の優先順位、修繕時の代替路線、状況を踏まえた必要な措置の検討など)
- (3)道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること
  - 技術(点検)基準、点検要領の講習・修得、及び見直し等フォロー
  - 適切な健全度の診断に関する情報共有、技術的支援
  - 代行制度に関する情報共有
- (4)その他

## 会議の構成員等

- 道路管理者  
国(県内事務所)、県、市町村、NEXCO、道路公社 等
- 会長 直轄代表事務所長
- 事務局  
直轄代表事務所、県、NEXCO
- 技術相談窓口  
直轄代表事務所

参考:中国地整の取り組み

### 【継続中】

- 点検技術の普及
  - 講習会、合同点検など
- 重篤損傷への技術支援
  - 現地調査、対策方針の助言等
- 整備局策定の技術資料の情報提供(貸与)